

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、教育実践を研究するフィールドを有し、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる法人の強みを生かしながら、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化も踏まえた国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッションとしています。

今回の公募の対象である理事長は、研究所を代表し、研究所の業務を総理するとともに、中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

（法人の業務概要）

研究所は、我が国における障害のある子供の教育の充実・発展に寄与するため、昭和46年10月に当時の文部省直轄の研究所として設立され、平成13年4月に独立行政法人に移行した法人である。

主な業務内容は以下のとおり。

- （1）特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行うこと。
- （2）特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。
- （3）上記の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。
- （4）特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- （5）特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
- （6）以上の業務に附随する業務を行うこと。

2. ポスト：理事長1ポスト 1名

＜任期：令和8年4月1日～令和13年3月31日※＞

※独立行政法人通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から現に文部科学大臣が研究所に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

研究所の基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づく上記1に掲げる業務及び下記の事項を含む研究所全体の業務運営（役職員数77名）を総理する。

具体的には以下のとおり。

ア 研究所の経営

文部科学大臣の認可を受けた中期計画及び文部科学大臣に届け出た年度計画に基づいて、研究所が行う業務全体を総理する。その際、上記1に掲げる業務

と業務運営の効率化を両立させるために強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効果的な配分、内外の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

イ 内部統制と研究所の健全性確保

研究所を代表して、内部統制が適切に推進される体制を管理するとともに、広報活動や情報開示を推進して研究所の業務運営の透明性を確保する。また、役職員のコンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の徹底を図るとともに、研究所の業務運営に関する内部監査機能を適切に維持する。

ウ 外部関係機関との連携

国内外の特別支援教育関係の政府諸機関、地方公共団体及び民間団体等と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

エ 研究所の長としての責務

研究所の業務を総理するにあたり、独立行政法人の長として、また、労働関係法令等に基づく事業者の代表として、所要の責務を果たす。

このほか、特別支援教育を取り巻く国の政策課題や教育現場の喫緊の課題、需要に対して、特別支援教育のナショナルセンターとして果たす役割について先見性を持つて的確に対応し、我が国の特別支援教育の振興を図る取組を牽引する。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期满了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・当法人が行う業務についての的確に遂行できる十分な能力及び特別支援教育に対する高度な知見や理解を有するとともに、職責を果たす熱意及び責任感を有すること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターの理事長として、国内外の特別支援教育の動向に機敏に対応しつつ、既存の事業等を分析し、必要に応じて不断の見直しを行うなど、任期中の業務改善に向けての意欲と能力を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、学校、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する上位の管理経験を有し、研究所と同規模の組織を管理する相応の能力を有していると認められること。
- ・国内外の特別支援教育関係の政府諸機関、地方公共団体及び民間団体等との良好な関係を維持発展させることのできる、十分な経験及び能力を有すること。

5. 勤務条件

（1）勤務形態：常勤

（2）勤務地：神奈川県横須賀市野比5－1－1

（3）勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

（4）給与：年収約1,750万円（地域手当、特別手当含む）及び通勤手当

（5）福利厚生：国家公務員共済組合法適用〔短期給付（健康保険相当）及び長期給付（厚生年金相当）〕、健康診断（年1回）

（6）危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり

6. 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

7. 応募方法

（１）応募書類等

- ① 履歴書
- ② 自己アピール文書
 - ・ A 4 で 2 枚以内。2,000 字程度。
 - ・ 自身が当該ポストに適任であることを示すため、研究所の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

（２）応募先

① 郵送で応募する場合

封書に「国立特別支援教育総合研究所 理事長 応募書類」と朱書きにて明記の上、以下に郵送願います。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係

② メールで応募する場合

以下の事項を記載し、上記（１）の応募書類等のデータを添付し、jijin@next.go.jp までメールにてお送りください。

＜メール件名＞：国立特別支援教育総合研究所 理事長 応募書類

＜本文に記載する内容＞

- ・ 氏名（ふりがな）
- ・ 電話番号（携帯電話可）

（３）応募期限

令和 7 年 12 月 11 日（木）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

（役員の欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員と

なることができない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111(内線：2134)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第2章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html